備考

一　リスク対象資産からは、子会社等に対する貸付金及びクレジットデフォルトスワップ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）又はこれらに類似する取引をいう。以下同じ。）を除く。

二　貸付金、債券及び預貯金には、未収収益（未収利息）を含む。

三　貸付金、債券及び預貯金のうち、証券化商品及び再証券化商品については、貸付金、債券及び預貯金から区分して、それぞれのリスク対象資産の区分のリスク係数を使用する。

四　証券化商品とは、主に金融資産を原資産とし、その原資産に係る信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。ただし、次のイからハまでに掲げるものを除くこととし、当該資産については、貸付金、債券及び預貯金の欄に掲げるリスク係数を適用する。

イ　我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業が発行し、又は保証する債券

ロ　最上位格付を有する国の中央政府、政府関係機関及び地方公共団体等が発行し、又は保証する債券

ハ　その他公共性が高く安定したキャッシュフローが見込まれる事業の資金調達のために発行される債券

五　再証券化商品とは、証券化商品のうち、原資産に証券化商品を含むものをいう。

六　証券化商品及び再証券化商品について、その商品内容の把握が十分でない場合（次のイからハまでに掲げる要件のいずれかを満たさない場合をいう。）には、そのリスク係数を一とする。

イ　個々の証券化商品及び再証券化商品のリスク特性と、原資産のリスク特性について、包括的な把握を継続して行っていること。

ロ　原資産の業績情報を適時に取得できること。

ハ　保有する証券化商品及び再証券化商品の収益に重大な影響を与える証券化取引の構造の特性を共済事業実施組合が自ら適切に把握していること。

七　証券化商品及び再証券化商品に保証が付されている場合には、当該保証を行う者のランクに応じた貸付金、債券及び預貯金の区分のリスク係数と、当該証券化商品又は再証券化商品のランクに応じた区分のリスク係数のうちいずれか小さい方を当該取引のリスク係数とする。

別表第十二中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同表を別表第十七とする。

別表第十一中「第五条第七項第二号」を「第五条第八項第二号」に改め、同表を別表第十六とする。

別表第十を削る。

別表第九備考第五号中「同一通貨で」を「同一通貨間」に、「(fra)」を「(FRA)」に、「及び金値オプション」を「、金利オプション」に、「等」を「及び債券関連のデリバティブ取引等」に改め、同表備考第八号を削り、同表を別表第十三とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第十四（第五条第七項関係）

取引の区分	リスク対象資産の額	リスク対象資産の所在地	リスク係数
クレジットデフォルトスワップ取引によるプロテクションの売却	プロテクションに係る参照債務の想定元本額	日本	五・六％
		米国	二・九％
		欧州	二・五％
		その他	五・六％

備考

一　プロテクションに係る参照債務の想定元本額には、当該プロテクションに係るクレジットデフォルトスワップ取引に関連して計上される資産（未収入金として計上された未収プレミアムを含む。）の額を加算し、当該取引に関連して計上される負債の額を控除する。

二　売却したプロテクションと参照債務の債務者が同一であり、かつ、当該プロテクションの満期日以後の日を満期日とするプロテクションを購入している場合には、当該売却したプロテクションに係る参照債務の想定元本額から購入したプロテクションに係る参照債務の想定元本額を控除した額（零未満となる場合には、零）を当該売却したプロテクションの売却に係るリスク対象資産の額とする。

三　リスク対象資産の所在地は、プロテクションに係る参照債務の実態に応じたものとする。

四　プロテクションの購入については、当該取引に係るリスク対象資産の額は、零とする。

別表第十五（第五条第八項第一号関係）

リスク対象金額	リスク係数
規則第五十九条に基づいて積み立てないこととした責任準備金の額及び規則第六十一条第三項において準用する規則第五十九条に基づいて積み立てないこととした支払備金の額の合計額	一％

備考

共済の種類ごとに出再割合が五十％を超える場合のその五十％を超える部分に対応したリスク対象金額については、リスク係数を二％とする。

別表第八備考第二号中「同一通貨で」を「同一通貨間」に、「(fra)」を「(FRA)」に、「及び金値オプション」を「、金利オプション」に、「等」を「及び債券関連のデリバティブ取引等」に改め、同表備考中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同表を別表第十二とする。

別表第七の次に次の四表を加える。

別表第八（第五条第四項関係）

ランクの区分	リスク対象資産
ランク1	貸付金、債券及び預貯金並びに短資取引
	証券化商品及び再証券化商品
ランク2	貸付金、債券及び預貯金並びに短資取引
	証券化商品及び再証券化商品

ランク1

一　最上級格付を有する国の中央政府及び中央銀行並びに最上級格付を有する国際機関

二　ＯＥＣＤ諸国の中央政府及び中央銀行

三　我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業

四　前三号のいずれかに掲げる者の保証するもの

五　共済契約貸付（共済証書貸付、共済掛金振替貸付）

中欄の各号のいずれかに該当するもの

ランク2

一　ランク1の項貸付金、債券及び預貯金並びに短資取引の欄第一号及び第二号に該当しない国の中央政府及び中央銀行並びに同欄第一号に該当しない国際機関

二　外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業

三　我が国及び外国の金融機関

四　ＢＢＢ格相当以上の格付を有する者

五　前各号のいずれかに掲げる者の保証するもの

ランク1に該当せず、ＢＢＢ格相当以上の格付を有するもの